

基　本　計　画
(案)

目 次

総 論	2
第 1 章 計画の期間	3
第 2 章 社会環境の変化	4
1 人口減少と少子高齢化の進行	4
2 安全・安心への意識の高まり	4
3 地球環境問題の深刻化	4
4 社会経済構造の変化	5
5 ライフスタイルや価値観の多様化	5
6 高度情報化社会の進展	6
7 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化	6
第 3 章 今後 5 年間の主要課題	7
1 若年層の人口減少への対応	7
2 老年人口の増加への対応	7
3 大規模災害への備え、防犯・安全対策	7
4 地域経済循環の活性化とライフスタイルの変化への対応	7
5 公共施設等の適正管理	8
6 都市活力の基盤となる土地利用の推進	8
7 交通ネットワークと生活基盤の整備	8
8 財政の深刻化	8
第 4 章 計画のフレーム	10
1 人口フレーム	10
2 都市構造の基本的な考え方	12
第 5 章 施策の大綱	14
1 基本的施策・経営的施策	14
2 戦略的施策	19
第 6 章 計画の進行管理と見直し	24
1 計画の推進に当たって	24
2 計画の進行管理	24
3 計画の見直し	24

總論

第1章 計画の期間

基本計画は、その役割を基本構想において「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年間とします。

ただし、第1期の計画期間については、第2期の計画期間を新元号5(2023)年4月に実施予定の市長選挙の翌年度から4年間とするため、新元号5(2023)年度までの5年間とします。

【計画期間】

[第1期] 平成31年度・新元号元(2019)年度～新元号5(2023)年度

基本計画の計画期間

年 度	西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	
	平成 新元号	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
基本計画 [第1期 :5年] [第2期～:4年]	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期																			

第2章　社会環境の変化

基本計画策定の背景となる主な社会環境の変化としては、次のようなことがあげられます。

1　人口減少と少子高齢化の進行

わが国は平成20(2008)年を境に人口減少局面に入りました。合計特殊出生率¹は、長年にわたって人口規模が維持される水準（「人口置換水準」2.07）を下回る状態が続いており、高齢化の進行とともに、出生数と死亡数の差が開き、人口の自然減少の幅が大きくなっています。平成29(2017)年は過去最大の40万3,000人の自然減少となりましたが、「過去最大」は今後も年々更新されていくことはほぼ確実です。

出生数は平成29(2017)年において過去最少の94万1,000人となりましたが、親世代にあたる人口の減少により、今後も減り続けると見込まれます。また、団塊の世代と呼ばれる昭和22(1947)年～昭和24(1949)年に生まれた世代が新元号7(2025)年までにはすべて後期高齢者となるため、後期高齢者の数が大幅に増加すると見込まれます。

2　安全・安心への意識の高まり

平成23(2011)年の東日本大震災の発生は大きな犠牲と教訓をもたらしましたが、その後も熊本地震(平成28(2016)年)、大阪北部地震、北海道胆振東部地震(いずれも平成30(2018)年)など、大きな被害をもたらす地震が相次いでいます。また、台風の頻発等による風水害も相次いでおり、大規模災害発生への不安は高まっています。

また、わが国の刑法犯の認知件数については、平成15(2003)年から減少に転じ、平成28(2016)年には戦後始めて100万件を下回りました。一方で、情報通信ネットワークの発展に伴い、サイバー犯罪²やインターネット上のトラブル等は増加傾向にあり、特に、子どもや高齢者をターゲットにした犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。

3　地球環境問題の深刻化

経済発展や技術開発により、我々の生活は物質的には豊かで便利なものとなった一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあります。そのような中、国連総会で持続可能な開発目標(SDGs)³を中核とする「2030アジェンダ」が採択され、わが国においてもSDGs達成に向けて、内閣総理大臣を本部長とする「持

¹ 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が15～49歳までの間に産む子どもの数。

² サイバー犯罪：インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪。

³ 持続可能な開発目標(SDGs)：貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲット。

続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進本部」を設置し、様々な主体の取組が始まっています。

また、平成28（2016）年にはパリ協定が発効し、地球温暖化・気候変動対策に向け、温室効果ガスの削減等に取組んでいます。また、大型の台風の頻発等、地球温暖化・気候変動の影響は具体的に発生し始めており、気候変動を前提とした対応策が求められるようになっています。

4 社会経済構造の変化

技術革新の進行とともに、現在世界は「第4次産業革命」と呼ばれる大きな変革の中にはあります。ＩＣＴ⁴の発達を背景に、ＩｏＴ⁵、ビッグデータ⁶、ロボット、ＡＩ⁷等による技術革新はこれまでにないスピードで進んでおり、これらに対応して経済社会システムを変革することが、新たな経済成長に不可欠とされています。

一方、関西圏の経済は、為替変動や新興国の経済成長、インバウンドの増加等を背景に、長年の不況から景気は緩やかに回復傾向にあります。しかし、国内の経済中枢機能の東京一極集中や、長年の不況の後遺症としての研究開発力・国際競争力の低下、少子化の進行に伴う人手不足の顕在化など、まだまだ先行きは不透明な状況となっています。

また、グローバル化の進展などを背景に、企業の拠点の海外流出や、大企業と中小企業・小規模事業者間の取引関係の変化が生じており、中小企業・小規模事業者においては、社会経済構造の変化への対応や新たな需要の獲得が求められるようになっています。

雇用情勢においては、若年期に非正規雇用となり、そのまま中高年を迎える、経済基盤が弱いままの人への対策とともに、結婚や出産後も女性が働き続けられる環境整備や高齢者等の雇用促進など、全世代を通しての安定した雇用環境の確保が課題となっています。少子高齢化が進む中、社会保障制度の維持・充実が重要となっています。

5 ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯や高齢者世帯の増加など家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化するとともに、価値観や住民ニーズも多種多様になっています。個人の意識も、ワーク・ライフ・バランスなど、物質的な豊かさから心の豊かさを重視し、量から質を求める方向へ変化しています。誰もが自分らしく生活し、定年後のシニア世代などが知識と経験を活かして自己実現できる環境づくりが求められます。

ライフスタイルの変化とともに、それを支える消費と生産のスタイルにも変化が現れて

⁴ ICT:情報通信技術。Information and Communication Technology の略称。

⁵ IoT:Internet of Things の略。自動車、家電などあらゆるもののがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるモノのインターネットのこと。

⁶ ビッグデータ:インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ。

⁷ AI:人工知能。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

います。住居や宿泊、自動車、服、スキルなど様々な生活の場面で、知らない誰かとつながり、モノを「共有（シェア）」する生活様式が広がりつつあります。シェアは価値観の多様化に留まらず、シェアリングエコノミー⁸として、消費や所有といった地域経済のあり方や活性化にまで影響を及ぼす可能性があります。

6 高度情報化社会の進展

ICTの飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、インターネットやスマートフォンの普及などにより、SNS⁹の利用者が増加するなど、市民の日常生活や企業活動、行政サービス、社会経済システムなどが大きく変化しています。

また、医療や介護の分野におけるICTの活用のほか、自動車、家電などあらゆるもののがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるIoTによる新たな付加価値の創出などにより、社会や生活に変化がもたらされることが予想されています。

こうした高度情報化社会の進展の中で、国においても、ICTを活用した利便性の高い電子行政サービスの提供や業務の効率化・省力化が進められており、マイナンバー制度の導入等による、住民の利便性向上や行政事務の効率化が進められつつあります。

7 地方財政の深刻化と公共施設の老朽化

わが国の経済は、各種経済対策を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。また、国と地方自治体の税収は、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後の人口減少の進行などを考慮すると、大きな伸びは見込めません。一方歳出は、高齢化に伴う保健や医療などの社会保障費の上昇により、増加傾向にあります。

また、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された住宅および商業施設、また道路・上下水道などの公共施設が、今後一斉に更新の時期を迎えます。これに伴い、民間建築物と市有施設ともに老朽化施設の対策経費の増大や重大な事故などのリスクも高まることが予想されます。人口減少が進む中、今後どのように施設を維持管理していくかが大きな課題となっています。

⁸ シェアリングエコノミー：個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。

⁹ SNS：Social Network Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

第3章 今後5年間の主要課題

これから本市のまちづくりにおいて今後5年間の主要な課題となっている事項については、次のとおりです。

1 若年層の人口減少への対応

出生数の減少傾向を緩和し、将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくため、子どもを産み、育てやすい環境を充実し、子育て世代の転入・定住を促すとともに、出生率の向上を図る必要があります。

2 老年人口の増加への対応

老年人口の増加により、要支援・要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増大や、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、自らの健康は自ら維持する「自助」、互いに支えあう仕組みを大切にする「互助」、介護保険・医療保険制度等による「共助」、自助や共助が対応できない課題について補完する「公助」のバランスのとれた仕組みづくりを進め、医療、介護、介護予防等が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進することが必要です。

3 大規模災害への備え、防犯・安全対策

人口減少や核家族化の進行に伴う地域の防災力の低下や災害弱者の増加、気候変動に伴う風水害の増加等を踏まえ、台風・集中豪雨や震災等の大規模災害対策の充実や危機管理能力を高めるとともに、地域の防災力を高め、安全・安心を確保していくことが必要です。

また、高齢者を狙った犯罪の増加傾向や、生活安全の確保を重要視する市民意識を踏まえ、子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者が犯罪に巻き込まれにくくするための環境を整備することが必要です。

4 地域経済循環の活性化とライフスタイルの変化への対応

本市は、市外就業率が周辺市と比較して随分高く、働く人の所得は市外に依存する一方で、市外で買い物をする市民も多いことから、地域経済循環率は低い状況です。一方で、労働力人口は横ばい傾向ですが、高齢化の進行に伴って非労働力人口は増加し、昼間も市内で過ごす人が多くなり、昼夜間人口比率は上昇傾向にあります。

こうしたことから、様々な分野の事業活動や市民活動が連携し、地域資源を最大限に活用しつつ、域内の消費の受け皿を増やし、地域経済循環を活性化することが必要です。

5 公共施設等の適正管理

高度経済成長期に大量かつ集中的に整備してきた公共施設や道路、上下水道などのインフラ施設が今後一斉に更新時期を迎えつつあります。老朽化した施設をこのまま放置すると重大な事故などのリスクが高まりますが、施設をすべて維持・更新するためには、今後40年間で約2,300億円もの費用が必要になると推計しており、財政運営に大きな影響を与えます。

そのため、人口減少や人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化を的確に把握し、公共施設等の適正な配置を進め、効率的な運営を図る（ファシリティマネジメント）ことが必要です。

6 都市活力の基盤となる土地利用の推進

少子高齢・人口減少社会にあっても、都市の活力を維持、向上させていく観点から、学研北生駒駅周辺地区や学研生駒テクノエリア等における土地利用を促進することが必要です。

また、学研高山地区第2工区については、主要関係機関との協力体制を構築し、地権者・市民を交えながら、時代のニーズに合わせた土地利用計画となるよう、具体化に向けた検討を行う必要があります。

7 交通ネットワークと生活基盤の整備

将来、人口減少による低密度化や高齢化の進行に伴って、交通需要の変化が見込まれることから、地域ごとの状況を踏まえ、公共交通のサービス水準を含めた総合的な交通ネットワークの検討が必要です。加えて、ユニバーサルデザイン¹⁰によるまちづくりで歩きやすい環境を形成するなど、年齢や障がいの有無等に関わらずすべての人が暮らしやすい環境を整備して、安全性の確保と健康増進が図られる都市構造にしていく必要があります。

また、衛生的で快適な住環境の形成と河川の水質保全のために、公共下水道の整備は最も効果的な手法ですが、下水道普及率は県内でも低い状況であり、整備が完了するまでには相当の期間と財政負担を伴うことから、地域の特性に応じた汚水処理施設の整備を促進することが必要です。

8 財政の深刻化

生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な增收を見込むことができない一方で、増加し続ける社会保障費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費等の上昇などにより、投資的経費等に充当できる一般財源は徐々に減少し、財政の弾力性を判断する経常

¹⁰ ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

収支比率は上昇するなど、財政の硬直化が予測されます。

こうしたことから、施策の推進に当たっては、中期財政計画の財政収支見通しや財政判断指標に留意し、財政規律を確保しつつ、選択と集中、効率的で効果的な行財政運営のもと、より一層財政の健全化を図る必要があります。

第4章 計画のフレーム

1 人口フレーム

(1) 人口の動向

本市は、平成30(2018)年10月1日現在で、総人口（住民基本台帳に基づく人口）は120,118人、世帯数は50,061世帯となっており、平成25(2013)年11月の121,350人をピークに人口減少に転じました。

本市はこれまで、自然増、社会増と両方が増加することで大きく人口が増加してきました。自然動態では、出生数が死亡数を上回り、「自然増」を続けてきたものの、近年は出生数が横ばいとなっている一方で死亡数が増加し、出生数と死亡数が逆転し、自然増減はマイナスに転じています。一方、社会動態では、転入が転出を上回り、「社会増」を続けてきたものの、近年は転入と転出が逆転し、転出超過に転じています。

(2) 人口フレーム設定の基本方針

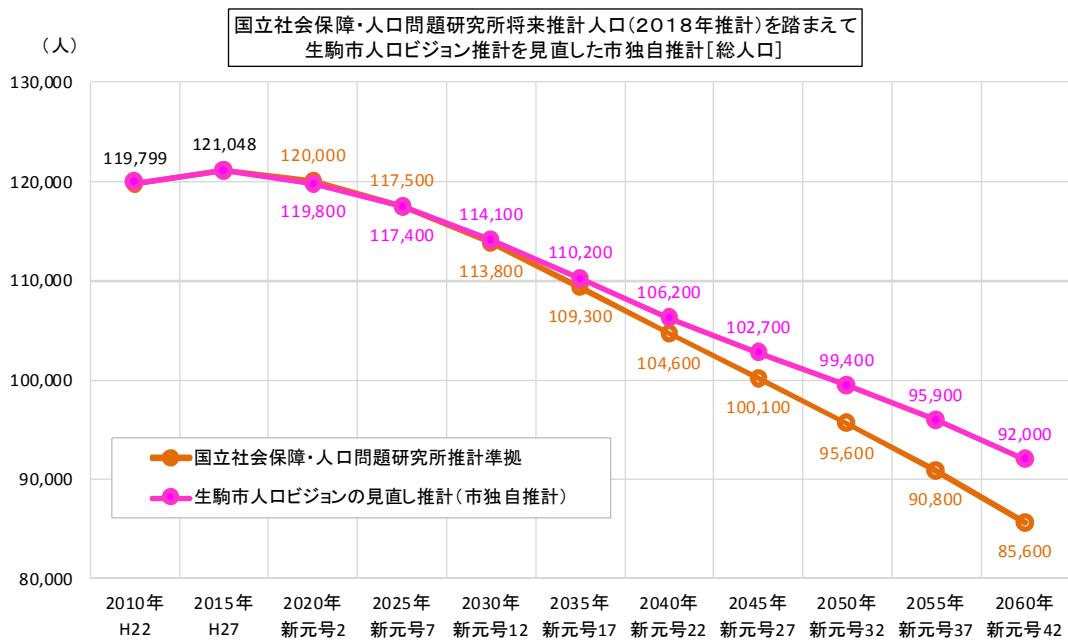
本市における過去の人口動態を踏まえつつ、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策効果を考慮して策定した生駒市人口ビジョン（住民基本台帳人口をベースとした将来推計人口（市独自））を基本とし、平成30(2018)年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）』を踏まえて推計し直した値を、人口フレームとして設定します。なお、計画期間内に生駒市人口ビジョンを変更した場合は、変更後の推計値を人口フレームとすることとします。

(3) 総人口と世帯数の推移

国立社会保障・人口問題研究所による出生率と移動率を用いた推計（住民基本台帳人口ベース）では、長期的に将来人口は減少し、新元号42(2060)年には概ね8万6千人となる見通しとなっています。人口ビジョン推計を見直した独自推計では、生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取組によって出生率が徐々に上昇し、子育て層の社会動態（転入・転出の差）がプラスを維持すると想定し、新元号2(2020)年頃から本格的に人口減少に転じた後、一貫して減少を続けるものの、新元号42(2060)年において概ね9万2千人になると見通しています。

総合計画（第1期基本計画）の目標年次である新元号5(2023)年における総人口については、概ね11万8千人^(注)とします。

世帯数については、人口減少が進行するものの、核家族化や世帯分離等の影響により1世帯当たりの人数は減少し、今後も増加傾向が続くと見込まれるため、概ね5万1千世帯^(注)とします。

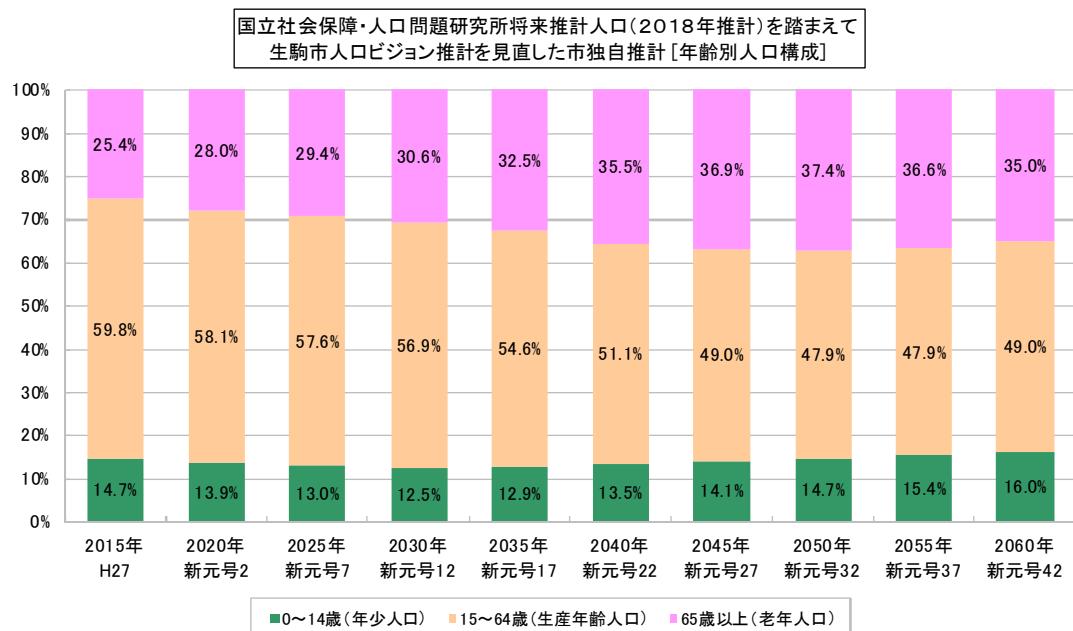


(4) 年齢別人口構成の推移

本市においては今後も急速に高齢化が進む状況にあり、平成30(2018)年において27.4%の老人人口比率(65歳以上)は、新元号5(2023)年には28.8%に、新元号32(2050)年には37.4%まで増加し、その後減少に転じると見込んでいます。

また、生産年齢人口比率(15~64歳)は、平成30(2018)年の58.5%から新元号5(2023)年には57.8%に、新元号32(2050)年には47.9%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。

年少人口比率(14歳以下)は、平成30(2018)年の14.2%から新元号5年(2023)年には13.4%に、新元号12(2030)年には12.5%まで減少し、その後増加に転じると見込んでいます。



(注) 本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。

2 都市構造の基本的な考え方

(1) 都市の拠点

人口減少・少子高齢化が進む中にあっても、人口密度を維持しながら、これまでのベッドタウン型の都市構造から市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークを形成するため、1つの都市拠点と2つの地域拠点を設定します。

都市拠点は、人口や都市機能が集積し、公共交通の利便性にも優れ、市民・事業者・行政の様々な活動の拠点となり、また、都市全体に魅力と活力をもたらす中核となる場所です。本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺地域と隣接する東生駒駅周辺地域を都市拠点と位置付け、広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる拠点形成を図ります。

また、生駒市は南北に長い都市であることを考慮し、住民の利便性を高めるため、都市拠点に準ずる都市機能を備えた拠点として、地域拠点を設定します。北部地域の地域拠点を近鉄学研北生駒駅周辺地域に、南部地域の地域拠点を近鉄南生駒駅周辺地域にそれぞれ位置付け、地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された拠点形成を図ります。

(2) 都市軸・緑水軸

鉄道や幹線道路の都市軸を中心とした、公共交通を利用しやすい環境づくりを進め、都市拠点を中心とする市内の総合的な交通ネットワーク形成の充実を図ります。

また、地形的に、周囲を緑豊かな山地・丘陵に囲まれ、その間を流れる富雄川と竜田川の二つの水系が南北方向の軸となる都市構造になっているため、自然環境を活用した、うるおいのある緑水軸の維持・保全を図ります。

(3) 土地利用の方針

「人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち」の維持・増進を図るため、緑地等の自然環境・景観の保全と活用を推進し、自然環境との調和や良好な景観の創出、まちの賑わいを高める都市機能の集約を図りつつ、地域の特性を踏まえた多様な住まい方、暮らし方に対応するまちづくりを土地利用の基本方針とします。

市街地においては、生駒山などの自然環境や景観との調和や人口減少に伴って今後増加が見込まれる空き家に対する適正対応、有効活用を図りつつ、低層住宅を主体としたゆとりある居住環境の維持・向上を図っていきます。なお、商業・業務地や駅周辺等の区域については、都市の活性化という観点から多様で魅力ある都市機能の集積・誘導を図ります。

工業・産業地やその周辺区域については、産業振興と雇用の創出につながる産業機能の立地・誘導を図ります。

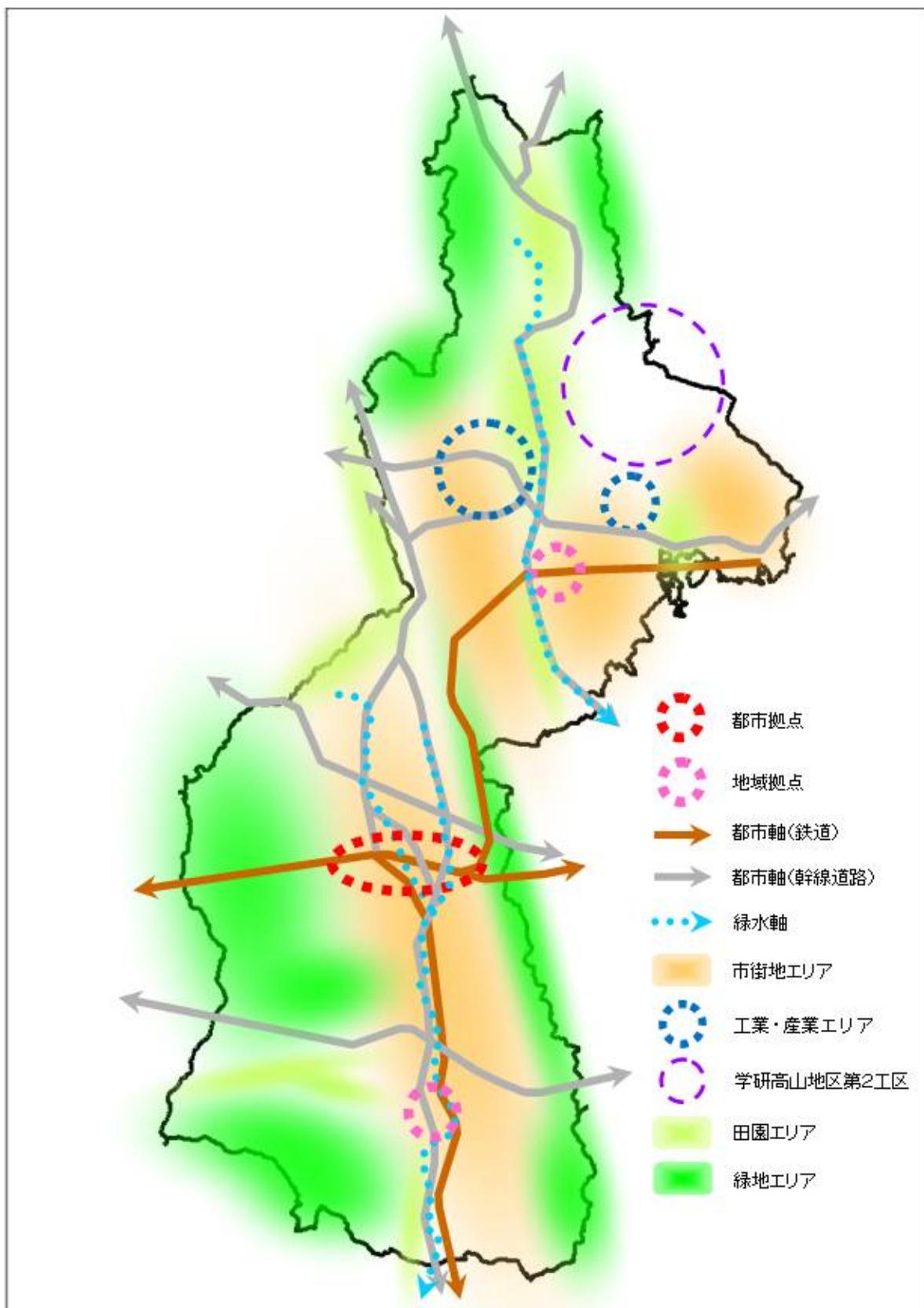
学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めていきます。

農地や既存集落などの田園地については、人の食を支える場所として、都市近郊型農業の振興を図るとともに、古民家等の既存ストックを観光振興や移住・定住促進に活用する

などゆとりとうるおいを醸し出す貴重な空間としてさらなる魅力創出を図ります。

生駒市のシンボルである生駒山地や矢田丘陵・西の京丘陵などの緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、市民のやすらぎとうるおいの空間としての活用を図ります。

都市構造イメージ図



第5章 施策の大綱

本市の将来都市像の実現に向けて、基本的施策、経営的施策、戦略的施策からなる施策の大綱を設定し、体系的に取組を進めます。

基本的施策

まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組を示す施策

経営的施策

持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策

戦略的施策

人口減少・少子高齢化による人口構造の変化と、個人のライフスタイルや価値観の多様化に伴って生じる将来的な課題（概ね20年先）を見据え、その課題解決もしくはその課題による影響を緩和するため、基本構想に掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である、生活・社会・都市構造の3つの視点から、分野横断的な展開により、今後5年間のうちに戦略的に推進する施策

1 基本的施策・経営的施策

[基本的施策]

(1) 安全で、安心して健康に暮らせるまち

① 高齢者の生活を支えるサービスの実施

地域の様々な社会資源を活用し、高齢者をはじめ、すべての市民が共に協働し合い、時に支え、時に支えられながら、住み慣れた地域で可能な限り自分らしくいつまでも健やかに安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、「保健・福祉」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「介護予防・生活支援」「すまいと住まい方」を切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の実現を目指します。

② 障がい者の日常生活と社会生活における支援の実施

すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、共に支え合い、障がい者が住み慣れた地域において、自立して安心した生活ができる社会づくりを目指します。

また、障がい者が心身共に健康で豊かな生活を送ることができるような保健・医療・

教育と連携した福祉サービスや、多様な働き方ができるような就労支援の充実を図るとともに、いつまでも生きがいや希望を持って社会参加を図ることができる環境整備を目指します。

③ 健康づくりの推進と医療サービスの充実

健康寿命の延伸を目指して、幼いころから規則正しい健康的な生活習慣を確立し、すべての人が自分らしく生きがいを持っていつまでも健康で暮らせるよう、誰もが自然に健康づくりに結びつく環境を、学校との連携や地域における自主的な活動等によってみんなでつくることができるまちづくりを進めます。

また、少子高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、市立病院を拠点として地域の医療機関等の連携体制の強化により、地域完結型の医療体制を構築することで、身近な地域で安全で質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するとともに、緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救命救急活動を行う体制を整えます。

④ 地域防災体制の充実

大規模災害の発生に備え、道路・河川の整備、ライフラインの強化、情報伝達手段の確保等により災害に強い安全なまちづくりを推進し、広域的な連携をはじめ効率的・効果的な消防・救急体制のさらなる強化により危機管理能力を高めるとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、自主防災会などの地域住民と防災関係機関の連携による地域防災力の充実強化を図ります。

⑤ 生活の安全の確保

市民の安全な生活を確保するため、地域住民と関係団体、警察等との連携を強化し、市民一人ひとりの防犯意識や交通安全意識の向上を図るとともに、地域防犯対策や通学安全対策、消費者被害対策、交通安全対策の充実を図り、犯罪や消費者被害、交通事故などの予防、被害拡大防止を図ります。

(2) 未来を担う子どもたちを育むまち

① 子育て支援の充実

子育てを楽しめる地域づくりを進めるため、未来の宝である子どもたちを家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育てるとともに、子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、保護者支援の場や地域で支えあうためのコ

ミ ュ ニ テ ィ を 構 築 し ま す。

また、幼稚園、保育園、こども園など就学前教育・保育のニーズに対応した環境整備に取り組みつつ、その教育内容についても、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐとともに、多様な地域との協創により就学前教育の充実を図ります。

② 学校教育の充実

義務教育における子どもたちの基礎的・基本的な学力・体力の向上と、21世紀を生き抜く力を身につける学びを創造するとともに、いじめを許さない学校づくりをはじめ、多様性を認める優しい心と挑戦を続けるたくましい人づくりに取り組みます。

また、子どもや学校のチャレンジを応援する仕組みづくりを進めるとともに、学びを支える教職員や学校を支援します。

(3) 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち

① 市民参画・協働と地域コミュニティの活性化

まちづくりを進める上で、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な市民参画の機会を確保するとともに、市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に関わることで、協働・協創によるまちづくりを推進します。

誰もが身近に感じられ、気軽に、楽しく参加できる自治会をはじめとした地域コミュニティ活動を促進し、ずっと住み続けたいと思う地域社会をつくります。また、まちづくりの担い手として期待されるボランティア、NPOなどの多様な市民活動を支援します。

② 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進し、多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、多文化が共生し、多様な価値観を認め合い、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。

③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

市民がすべてのライフステージで楽しみながら学び、地域とつながることができるまちを目指して、活動の基盤となる公共施設の利便性を高めるとともに、社会経済環境の変化に対応した学習事業の充実、市民の自発的な学習活動を支援し、学習成果が地域社

会に還元される機会を創出します。

また、市民力を活かした個性豊かな文化の創出と、文化活動への参加により市民が豊かな感性を養い、地域に愛着を持つような魅力あるまちづくりに向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図ります。

さらに、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、誰もが気軽に運動やスポーツを行うことのできる環境の整備、充実を図ります。

(4) 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち

① 適切な土地利用の推進・学研都市との連携

人口減少による低密度化や少子高齢化が進む中であっても、住宅や医療、福祉、公共交通などを含めた都市構造全体を視野に入れ、地域の状況に応じた適切な土地利用を進めるとともに、空き家対策の推進をはじめ、住宅都市としての魅力を維持していくため、自然とバランスよく調和した良好な住環境の維持・形成を図っていきます。

なお、学研高山地区第2工区については、自然環境に配慮しつつ、地域のもつポテンシャルを活かしながら、新たなまちづくりに向けた取組を進めていきます。

また、奈良先端科学技術大学院大学や研究機関と連携しつつ、学術研究機能の集積を進め、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

② 交通ネットワークと生活基盤の整備

本市の地理的条件や交通基盤の整備状況、人口減少・少子高齢化の進行による交通需要の変化を勘案し、総合的な観点から市内交通網の整備、幹線交通網とのネットワーク化や持続可能な公共交通の維持など公共交通を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、身近な生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上や安全性の確保を図ります。

また、水道事業においては、人口減少の進行による水需要の減少を見据えた効率的で持続可能な経営を行うとともに、公共下水道や合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設等の適切な役割分担の下に計画的に整備を進め、生活排水対策による河川の水質保全と良好な生活環境の形成を図ります。

③ 低炭素・循環型社会の構築

環境モデル都市として、温室効果ガスの大幅な削減や、省エネルギー対策の促進、新たなエネルギーの利活用を図るとともに、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進めるなど、市民・事業者・行政が協創して、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の構築を進めます。

④ 緑・水環境の保全と創出

本市が緑豊かな住宅都市であり続けるために、山地や樹林、河川などの自然的資源を保全・活用し、次世代に引き継ぐとともに、新たな緑化により緑を創出し、市民と行政の協働により花と緑と自然のまちづくりを進めます。

また、豊かな緑に彩られた住宅都市である生駒の景観を尊重した景観形成を図ります。

(5) 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

① 都市ブランドの構築による都市活力の向上

人口減少が進む中にあっても、市民のシビックプライド¹¹を醸成し、市民の参画・推奨意欲の向上によって、まちの新たな価値を明確にするとともに、価値の明確化によって独自の都市ブランドを構築し、市内外に発信することで、将来の移住、定住につながる交流を促進し、都市活力の維持、向上を図ります。

② 商工業と観光の振興

地域経済の活性化や市内の就業機会の増加を図るため、大都市圏へのアクセス性や学術研究機関等が集積する学研都市の優位性を活かしながら、既存の市内企業の定着、活性化と新規企業の誘致を推進するとともに、市民生活の利便性や快適性の維持向上を図り、商業・サービスの事業継承やイノベーションによる定着・発展を促進します。

また、生産年齢人口が減少していく中、労働力を確保するため、市内企業でのワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めるとともに、テレワークや起業など市内での多様な働き方を広げるなど就労、就業環境を整え、女性・高齢者・若者・障がい者等の就業促進に取り組みます。

さらに、独自の歴史文化資源や自然環境を活かし、生駒のまちや市民、文化そのものに触れる機会をつくるとともに、モデルとなる拠点エリアにおける先導的な取組を推進しつつ、積極的に本市のまちの魅力を発信します。

③ 農業の振興

大都市近郊農業としての生産機能と農地の保水・緑地機能としての役割を考慮しながら、都市住民から新規就農者を含めた農業者や企業等まで市民全体で農地を保全・活用するため、新規就農者への支援及び農業基盤整備を図るための支援を進めるとともに、

¹¹ シビックプライド:まちに対する市民の誇りや愛着のこと。

関係機関等のネットワーク強化を図ります。また、市民等が自然と親しむ機会を創出することにより、一層の地産地消を進めます。

[経営的施策]

(6) 持続可能な行財政運営を進めるまち

① 健全で効果的・効率的な行財政運営の推進

多様な主体との協創による行財政改革を進め、多様化する市民ニーズや社会状況の変化に対応しつつ、行政事務の効率化や将来見通しに基づく公共施設等の総量の最適化、各種財政指標の維持・改善を図りながら、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

また、政策の有効性を高めるため、証拠に基づく政策づくり（EBPM¹²）を推進します。そのために、統計データの整備や取組の有効性を検証する手法の研究、各地の優良事例や専門の有識者とのネットワーク形成など、エビデンスとなる情報を収集する体制を整備します。

さらに、多様化する行政課題や市民ニーズに対応し、積極的に市民や関係団体と協働して具体的な成果に換え、価値を創造することのできる職員の育成に取り組みます。

2 戰略的施策

戦略的に施策を展開していくための方針を次のとおり定め、基本的施策や経営的施策に位置付けた施策の効果を一層高めます。

(1) 生活構造に関する方針

個人の生活構造については、「人生の歩み方」が変化し、また多様になっていくことを踏まえた行政サービスの展開を検討します。具体的には、大阪や京都に通勤・通学して夜は寝に帰るだけの「単なるベッドタウン」から脱却し、平日の昼間から、様々な人々が働いたり学んだり、地域の活動をしたりといった、多様な活動ができる環境を整えるとともに、ひとり暮らしから多世代同居、グループによる同居・近居まで、多様な世帯のあり方を想定した行政サービスの設計を進めます。

¹² EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのでなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとすること。

(2) 社会構造に関する方針

社会構造については、人口減少・少子高齢化の進行を少しでも緩和するため、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく分野横断的な施策展開を通じて、子育てしやすい環境整備による出生率の向上を図るとともに、本市の認知度と都市ブランド力を高めることで近隣都市に居住する子育て層を中心に転入数の維持を図ります。

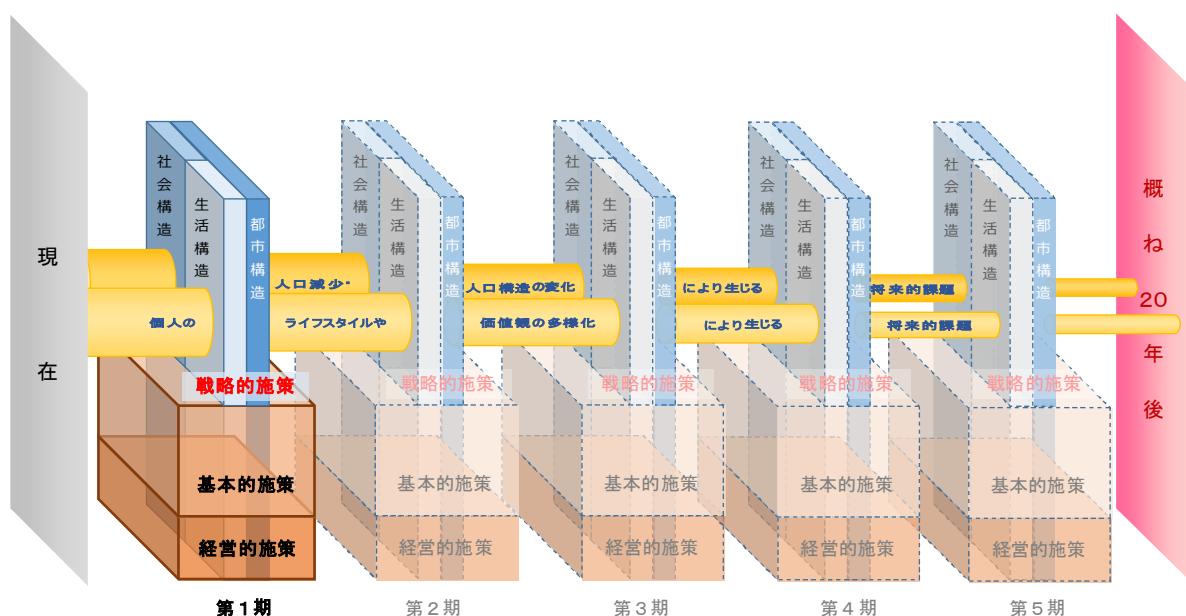
また、コミュニティを支える担い手不足が懸念される中、地縁団体からテーマ型のNPOに至るまで、多様な組織が活躍し、行政と協創できる環境を整備します。

(3) 都市構造に関する方針

都市構造については、生活構造と社会構造の変化を見据え、変化し多様化する「人生の歩み方」を踏まえて、「単なるベッドタウン」からの脱却につながるよう都市計画マスター・プランの見直しを進め、持続可能な都市構造に向けた取組を推進していきます。

また、生活構造と社会構造の変化の中でも、人口減少の進行を見据え、公共施設等の適正配置を進めます。具体的には、公共施設とインフラ施設に対する市民ニーズの変化を的確に把握し、施設の統廃合や複合化、転用等の検討を進めるとともに、インフラ施設については、これまで整備してきた施設を計画的に保全・更新していくことに重点をおきます。

戦略的施策のイメージ図



概ね20年後の将来的な課題を見据え、その課題解決もしくはその課題による影響を緩和するため、今後5年間のうちに戦略的に推進する施策 ⇒ 「戦略的施策」

(4) 戰略的施策の一覧

上記（1）～（3）の方針に基づき、基本計画（各論）で掲げる施策・取組の中から、次の3つのテーマごとに選定し、「戦略的施策」として位置付けます。

ア 個人のライフスタイルや価値観の多様化への対応

施策の大綱		施策		取組
(3) ②	人権の尊重	男女共同参画 (3-2-2)	共同参画の意識形成	学校や地域等で自分の能力や個性を輝かせ、自分らしく生きることができる社会の実現
			女性活躍推進	施策に多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性参画の拡大と女性の人材育成・活用
(4) ①	適切な土地利用の推進・学研都市との連携	住宅環境 (4-1-1)	住環境	地域の特長を生かしたライフスタイルの実現と多様な住まい方・暮らし方への受容と理解の促進
(5) ①	都市ブランドの構築による都市活力の向上	都市活力創造 (5-1-1)	都市ブランド形成	夢や目標の実現を目指す人や新しい暮らし方をする人の可視化とつながりや交流の支援
(5) ②	商工業と観光の振興	商工観光 (5-2-1)	企業立地	企業や研究施設の誘致
				時代の転換を見据えた企業誘致の取組の調査研究
				市内企業との連携による、市内の就職情報を提供できる環境整備と情報提供・周知
		商工業	地域活性化を図るための起業支援	
				多様な働き方の啓発と施設・設備の利用促進
				子育て女性への就業支援の実施
(5) ③	農業の振興	農業 (5-3-1)	農地保全	農地斡旋、農地情報提供、営農相談等の新規就農者支援
			地産地消	事業者の地場野菜等の販売支援及び消費ニーズの把握

イ 人口減少・人口構造の変化への対応

施策の大綱		施策		取組
(2) ①	子育て支援の充実	母子保健 (2-1-1)	産前産後	妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供
				不育症治療・一般不妊治療費の助成による経済的負担の軽減
			育児	産婦・新生児や乳児の訪問指導
				疾病の早期発見・治療、障がいの早期発見、育児支援のための乳幼児健康診査の実施
		子ども・子育て支援 (2-1-2)	保育サービス	発達や育児の不安解消等の親の支援と子どもの健全育成のための取組
				待機児童解消に向けた、保育所の開設と保育士の確保
			幼稚園教育	保護者ニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育の実施
				多様化する保護者ニーズに対応した預かり保育の充実
			子育て支援	地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案した、幼稚園のこども園化の推進
				地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポート事業等による子育て支援体制の充実
(2) ②	学校教育の充実	学校教育 (2-2-1)	学校教育	児童生徒の確かな学力育成のため、特色ある多様な形態での教育活動の推進
				小学校1年生からの独自教材の使用や外国語指導助手の活用による英語教育の推進
				I C T機器活用事業の推進による、児童生徒が主体的・協働的に学習できる環境づくり
				学校司書を中心とした学校図書館の活性化による児童生徒の読書意欲の向上
		学校施設		小中一貫教育の方向性と今後の児童・生徒数を踏まえた学校規模・通学区域の検討
				学校給食センター整備運営事業の推進
(5) ①	都市ブランドの構築による都市活力の向上	都市活力創造 (5-1-1)	都市ブランド形成	都市ブランド構築に向けた、目指すビジョンの市内外での共有・浸透
				都市ブランドの市内外への発信と都市イメージの形成

ウ 生活構造や社会構造の変化に対応した都市機能の見直し

施策の大綱		施策		取組
(2) ①	子育て支援の充実	子ども・子育て支援 (2-1-2)	幼稚園教育	幼稚園園舎の長寿命化も視野に入れた施設の老朽化対策
(2) ②	学校教育の充実	学校教育 (2-2-1)	学校施設	学校施設の安全点検と計画的な老朽化対策
(4) ①	適切な土地利用の推進・学研都市との連携	住宅環境 (4-1-1)	住環境	空き家等の市場への流通促進を図るため、空き家流通促進プラットホームの運営支援
				事業者との連携による近居・住み替えニーズの掘り起こしと魅力的な賃貸住宅等の供給策の検討
				空き家対策として、住宅需給バランス、周辺環境への負荷に配慮した新築・土地利用のあり方検討
		都市づくり (4-1-2)	土地利用	時代のニーズに即した持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるため、柔軟で合理的な土地利用の推進
				将来人口推計値やオープンデータの活用による、人口構成に適応する細やかな都市（地域）構造の把握
		拠点形成・地域形成		商業・産業集積による持続的で活力ある都市形成のための適切な土地利用の誘導
(4) ②	交通ネットワークと生活基盤の整備	道路・公共交通 (4-2-1)	幹線道路	学研生駒テクノエリアを中心とした企業誘致関連道路整備の推進
			生活道路	道路インフラの長寿命化
			公共交通	生駒市地域公共交通活性化協議会における地域公共交通網形成計画の検討・策定
		上下水道 (4-2-2)	上水道	効率的で持続可能な経営を行うための経営方針や事業計画の策定
			下水道	効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づく効率的な事業展開
(4) ④	緑・水環境の保全と創出	緑環境・公園 (4-4-1)	公園整備	公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の適正な公園管理
(6) ①	健全で効果的・効率的な行財政運営の推進	行政経営 (6-1-1)	公共施設	人口減少や人口構造の変化を見据えた、公共施設の適正な配置方針や計画的な改修時期などの決定
				各公共施設の状況把握と施設の有効活用
				公共施設等の長寿命化の推進
				既存インフラ施設の継続的な保全・更新

第6章 計画の進行管理と見直し

1 計画の推進に当たって

基本計画に掲げる目標は、本計画に位置付けた施策・事業の実施により実現していきます。施策・事業の実施に当たっては、総合計画と財政、行政組織が連動する仕組みを確立し、経営資源を最適かつ効果的に配分するため、「新規・主要事業ヒアリング」「予算編成」「事業実施」「施策・事業評価」のP D C Aサイクルによる行政マネジメントシステムを構築し、推進していきます。

なお、計画の推進に当たっては、持続可能な行財政運営に向けた取組との整合性を図りつつ、本計画の実効性を確保するため、新たに策定する「生駒市行政改革大綱」、「生駒市行政改革大綱行動計画」、「中期財政計画」、「生駒市定員適正化計画」と一体的な運用を図ります。

2 計画の進行管理

基本計画については、基本構想の行政経営の基本方針に掲げた「証拠に基づく政策づくり（E B P M）」の考え方に基づき、政策の有効性についての客観的な証拠に基づいて取組内容を立案し、実施後もその効果を検証しながら改善を進めていくようP D C Aサイクルによる計画の進行管理（モニタリング）を行います。

進行管理を行うに当たっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である基本的施策・経営的施策（小分野・細分野）と戦略的施策を対象とし、行政内部で計画の進捗状況を検証するとともに、生駒市総合計画審議会において行政内部での検証や進捗度合について審議を行い、各施策の進捗状況を総合的に評価することとします。

なお、各施策を包括する分野別計画において、基本計画の進行管理と同様に計画の進捗状況を検証している場合にあっては、当該分野別計画の評価をもって、基本計画の各施策の評価とします。

3 計画の見直し

基本計画については、計画の進行管理（モニタリング）をする中で、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化により、実行中の基本計画そのものを見直す特段の必要性が生じた場合には、計画期間の途中であっても基本計画の見直し（オルタレーション）ができることがあります。

計画の見直しに当たっては、計画の基本的な構成の範囲内で、進行管理の過程で浮上した課題に応じて計画の記述を見直し、生駒市総合計画審議会に諮った上で、計画を見直すこととします。